

令和6年度
赤い羽根共同募金公募助成
(誰もが住みよいまちづくり助成)
募集要領



問合せ

伊丹市社会福祉協議会 (担当: 松山)

〒664-0014

伊丹市広畑 3-1 いたみいきいきプラザ

TEL : 072-779-8512

FAX : 072-777-0722

令和6年度 赤い羽根共同募金公募助成 募集要領
(誰もが住みよいまちづくり助成)

＜申請受付期間＞令和5年12月8日（金）～令和6年1月26日（金）

- 申請書提出先（郵送不可）
伊丹市社会福祉協議会総務課
伊丹市広畑3-1 地域福祉総合センター（いたみいきいきプラザ）内
TEL072-779-8512 FAX072-777-0722

- ご相談と申請書様式の配布窓口について
伊丹市社会福祉協議会総務課になります。
申請書様式の配布は12月8日（金）からになります。
また、伊丹市社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。

募集内容

区分	①誰もが住みよいまちづくり支援事業（継続事業） ※詳細は3ページ参照	②誰もが住みよいまちづくり支援事業（新規事業） ※詳細は6ページ参照
助成対象事業	現在取り組んでいる事業	新しく取り組む先駆的活動 ※新規事業は3年間連続して <u>同一</u> 事業での申請ができます。（1年毎申請） （注1）
	※過去に本助成を受けた団体は3年間申請できません。	
助成対象	伊丹市内を活動場所とする市民活動団体、NPO団体、地区社会福祉協議会、自治会等	伊丹市内を活動場所とする市民活動団体、NPO団体、自治会、地区社会福祉協議会等
助成総額	令和6年度公募助成総額 200万円予定（①と②あわせて） ※令和5年度の募金実績により配分額が減額される場合があります。	
助成額	助成対象経費の80%以内の金額（上限20万円） ※ただし予算の範囲内とします。	
事業期間	令和6年4月1日～令和7年3月20日までに事業完了する事業	
審査方法	市民や学識経験者等で構成する配分審査委員会で書類選考およびプレゼンテーションにて審査します。	
審査日程	日時、場所等については別途案内します。	
審査結果	令和6年3月下旬に文書にて結果を通知します。また伊丹市社会福祉協議会のホームページで審査結果を公表します。	

報告会	助成を受けた団体は、事業終了後、事業報告書、決算書（領収書添付）等（詳細別紙）を提出してもらい、事業報告会を令和7年度に実施する予定です。
助成金取消・返還	<ul style="list-style-type: none"> ●助成金にかかる経理が不明確である場合 ●助成決定後、事業を廃止または休止した時 ●助成金を指定した事業以外に使用した時 ●事実と相違した（虚偽の）助成申請または使途報告がされたとき ●その他、兵庫県共同募金会、伊丹市共同募金委員会、伊丹市社会福祉協議会の指示に従わずまたは不相当と認めた場合 ●赤い羽根共同募金助成事業であることのPRを行わなかった場合
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●助成予定総額を超える応募があった場合は、助成対象要件を満たし、かつ適切な活動内容であっても、助成の減額や助成できない場合があります。 ●営利を目的とする事業または行政の委託事業、介護保険事業、メンバー限定の親睦などを主な目的とする事業は対象となりません。また、宗教、政党及び組合などの関係からその対象を特に限定し、構成員の互助共済を主たる目的とする事業などは対象となりません。 ●他の助成制度に申請中の場合、申し込みはできますが、本助成と他方の助成の両方が決定した場合、一部または全額を辞退していただきます。 ●この助成において、飲食費（主催者の食事代）、内部講師謝礼、人件費、費用弁償費、その他通常の団体運営にかかる費用は助成対象経費となりません。 ●申請数の多い品目があるとき等、当該品目を伊丹市社会福祉協議会で一括購入し現物で支給する場合があります。 ●助成申請は、1団体につき1事業とし、対象団体が行う複数事業に対しての申請を行うことはできません。 ●助成を受けた事業に対して事後調査を行うことがあります。 ●ボランティア助成を受けている団体は申請できません。 ●申請にあたっては、理事会等の承認を得るようにしてください。 ●他の助成申請で、法律違反等で取消処分を受けた団体は申請できません。

※注1 新規事業については、その事業につき3年間連続して申請をすることが可能です。

ただし、1年毎に申請を行い、審査を受けていただきます。3年間連続した申請が可能ではありますが、継続助成を約束するものではありません。

①誰もが住みよいまちづくり支援事業（継続事業）

1.助成対象となる事業

誰もが住みなれた地域で、安心して、安全に暮らし続けることのできるまちづくりを目的とした活動で、地域を良くしていこうと地域住民が主体となって、現在取り組んでいる事業。
※ただし営利を目的とする事業、行政の委託事業、介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業、団体メンバー限定の趣味・娯楽・親睦を主な目的とした事業は除きます。

2.助成対象となる団体

伊丹市内を活動場所としている

市民活動団体、NPO、地区社会福祉協議会等、自治会、当事者団体、子育て支援グループ、子ども会、老人会、PTA、ボランティアグループ、その他本会が認める団体等

3.助成対象経費

会場費、印刷代、広報費、郵送費、講師謝礼、消耗品、材料代、活動を行うために必要な備品・物品の購入費用 等

4.助成対象事業の例

●支援活動

- ・各種相談会の開催
- ・寺子屋活動（学習支援活動）
- ・高齢者や障がい者などの日常生活に不安を抱えている方への支援活動
- ・母子・父子家庭の子ども一時預かり活動
- ・地域における孤立防止のための見守り・声掛け活動
- ・子育て応援情報誌の発行
- ・子育て応援マップの作成
- ・生活困窮者への支援活動
- ・引きこもり支援活動
- ・子どもたちの居場所づくり活動
- ・高齢者の居場所づくり活動
- ・障がい者の居場所づくり活動など

●交流活動

- ・交流イベントの開催（さまざまな人が交流するイベント）
- ・健康づくりのための講習会の開催
- ・まちづくりを考える意見交換会の開催など

●防災・防犯活動

- ・地域の共助の力を高める活動（防災訓練の実施と防災・減災用備品の整備など）
- ・地域における災害時要援護者支援体制づくり
- ・防災を切り口としたイベントの開催
- ・防犯に関する普及・啓発活動（勉強会開催、啓発チラシ発行など）
- ・大規模災害に備えた事業や研修会

●人材育成活動

- ・地域の次世代を担う活動者養成のための研修会開催
- ・福祉教育を進める活動（ボランティア体験活動、勉強会の開催など）
- ・住民座談会など

5.審査基準

【地域貢献性】5点

- 誰もが住みよいまちづくりを実現するものである。
- 地域社会への広がりやその可能性が期待できる。
- 地域社会への貢献度が高い事業である。
- 地域福祉の推進に寄与する事業である。
- 事業の成果が地域や社会へのインパクトを与えるものである。

【必要性】5点

- 地域社会のニーズや課題を的確に捉えている。
- 企画が地域社会のニーズを解決するのに有効である。
- 緊急に取り組むべき課題である。
- 寄付者（募金者）の共感が得られるものである。
- 財源を他に求めることができない。

【実現性】5点

- 実現できうる人的資源が整っている。
- 実現できうる物的資源が整っている。
- 事業計画が実現可能な内容である。
- 事業の意図、効果、目標が明確である。
- 事業実現のための評価チェックの仕組みができています。

【発展性】5点

- 一過性のものではない。
- 助成事業終了後も同様の事業が継続できる。
- 助成事業終了後も発展することが期待できる。
- 事業を通じて育成された人材がその後も活躍できる。
- 他のモデルとなりうる事業である。

【情報公開性】 5 点

- 団体の活動状況を地域社会に公開している。(公開する予定である)
- 共同募金への協力が期待できる。(広報活動)

【費用対効果】 5 点

- 費用に見合った効果が期待できる。
- 事業経費が目的に沿ったものである。
- 効果に対し適正な経費支出である。
- 事業効果が定性的、定量的に目標化されている。

※1 項目 1 点ではありません。

6. 広報の義務・募金への協力

助成金を受けた団体などは、地域住民に対し共同募金の助成による事業であることを明示するなど広報活動を、積極的に展開することとします。また、街頭募金活動への参加をお願いします。

②誰もが住みよいまちづくり支援事業（新規事業）

1.助成対象となる事業

すべての住民が住み慣れた地域で、その人らしく、安心して、安全に暮らし続けられる地域社会づくりを目的とした活動であり、既存の制度やサービスで解決できない課題に新しく取り組む先駆的活動

※ただし営利を目的とする事業、行政の委託事業、介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業、団体メンバー限定の趣味・娯楽・親睦を主な目的とした事業は除きます。

2.助成対象となる団体

伊丹市内を活動場所としている

市民活動団体、NPO、地区社会福祉協議会等、自治会、当事者団体、子育て支援グループ、子ども会、老人会、PTA、ボランティアグループ、その他本会が認める団体等

3.助成対象経費

会場費、印刷代、広報費、郵送費、講師謝礼、消耗品、材料代、活動を行うために必要な備品・物品の購入費用（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策費用を含む）等

4.助成対象事業例

●支援活動

- ・高齢者や障がい者などの日常生活に不安を抱えている方への支援活動
- ・母子・父子家庭の子ども一時預かり活動
- ・地域における孤立防止のための見守り・声掛け活動
- ・子育て応援情報誌の発行
- ・子育て応援マップの作成
- ・生活困窮者への支援活動
- ・引きこもり支援活動
- ・子どもたちの居場所づくり活動
- ・高齢者の居場所づくり活動
- ・障がい者の居場所づくり活動 など

●交流活動

- ・交流イベントの開催（さまざまな人が交流するイベント）
- ・健康づくりのための講習会の開催
- ・まちづくりを考える意見交換会の開催など

●防災・防犯活動

- ・地域における災害時要援護者支援体制づくり
- ・防災を切り口としたイベントの開催
- ・防犯に関する普及・啓発活動（勉強会開催、啓発チラシ発行など）
- ・大規模災害に備えた事業や研修会

●人材育成活動

- ・地域の次世代を担う活動者養成のための研修会開催
- ・福祉教育を進める活動（ボランティア体験活動、勉強会の開催など）

5.審査基準

【地域貢献性】5点

- 誰もが住みよいまちづくりを実現するものである。
- 地域社会への広がりやその可能性が期待できる。
- 地域社会への貢献度が高い事業である。
- 地域福祉の推進に寄与する事業である。
- 事業の成果が地域や社会へのインパクトを与えるものである。

【必要性】5点

- 地域社会のニーズや課題を的確に捉えている。
- 企画が地域社会のニーズを解決するのに有効である。
- 緊急に取り組むべき課題である。
- 寄付者（募金者）の共感が得られるものである。
- 財源を他に求めることができない。

【実現性】5点

- 実現できうる人的資源が整っている。
- 実現できうる物的資源が整っている。
- 事業計画が実現可能な内容である。
- 事業の意図、効果、目標が明確である。
- 事業実現のための評価チェックの仕組みができています。

【発展性】5点

- 事業実施で新たな広がりが期待できる。
- 助成事業終了後も発展することが期待できる。
- 事業を通じて育成された人材がその後も活躍できる。
- 他のモデルとなりうる事業である。

【情報公開性】5点

- 団体の活動状況を地域社会に公開している。（公開する予定である）
- 共同募金への協力が期待できる。（広報活動）

【費用対効果】5点

- 費用に見合った効果が期待できる。
- 事業経費が目的に沿ったものである。
- 効果に対し適正な経費支出である。
- 事業効果が定性的、定量的に目標化されている。

※1項目1点ではありません。

6.広報の義務・募金への協力

助成金を受けた団体などは、地域住民に対し共同募金の助成による事業であることを明示するなど広報活動を、積極的に展開することとします。また、街頭募金活動への参加をお願いします。

～申請するにあたって以下の点にご注意ください～

①団体内で申請内容についてよく話し合い、目的をはっきりさせてください。

②予算をできるだけ具体的に記入してください。

③見積書は業者名で発行されたものをつけてください。

④事業終了後に報告書を提出してもらいますので領収書を無くさないようにしてください。

⑤申請するにあたっては募集要領を熟読の上、申請してください。

⑥受付期間を過ぎたものについては受付しません。受付期間に注意してください。

但し、助成金決定後、助成予算に余りが生じた場合は2次募集を行う場合もあります。

⑦事業報告時、助成決定額が対象経費の80%を超えた場合、超えた分の助成金を返金していただきます。

⑧申請については、団体の意思決定が必要です。